教 委 学　第３２１号
令和２年　３月１４日
教 委 学　第３２１号
令和２年　３月１４日

市内小学校　保護者　様

神埼市教育委員会
（公印省略）

県内における新型コロナウイルス感染者確認に伴う今後の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政に関して、御理解と御協力をいただき、誠に感謝申し上げます。国内での感染拡大を受け、市内全ての学校を３月３日から３月１５日までを臨時休校とし、１６日からの学校再開をお伝えしていたところです

しかしながら、１３日に県内で初めて、新型コロナウイルスの感染者が確認されたとの発表がなされました。そこで、佐賀県教育委員会の方針をもとに、神埼市教育委員会で協議を行い、下記のとおり対応していくことになりました。保護者の皆様におかれましては、御理解のうえ御協力いただきますようお願いします。

記

１．１６日からの学校再開について

○ 休校期間を延長し、３月１６日（月）から２３日（月）まで臨時休校とする。

・臨時休業中は、基本的には家族や親類等で見守りを行ってください。
・家庭や親類等での見守りが難しい場合は、学校を開放（８：１５～勤務時間）し、教職員で対応いたします。（昼食は、各自持参してください）
・学校開放の利用の際の登下校については、原則、保護者で送り迎えをお願いします。
・学習に著しい遅れが生じないように可能な限り、家庭学習に取り組むよう、家庭でも御指導ください。
・臨時休校に伴う未習事項については、原則、次年度に指導し、学力の確保に努めることにします。

○ ３月２４日（火）は午前中のみの登校日とする。（給食なし）

・２４日（火）に行う修了式、辞任式については、放送により行います。
・道具等の持ち帰りを確実に行うように御指導ください。持ち帰る量が多いことも考えられますので、その場合は保護者に協力いただき、持ち帰っていただくようお願いします。

※上記の対応については、感染拡大の状況によって、変更になることがある。

２．小学校の卒業式の取り扱いについて

○ 卒業式は、規模を縮小し、１８日（水）に実施します。

・式は５０分以内、学級取扱は３０分以内
・参加者は卒業生、保護者２名以内（学級取扱は１名のみ）、教職員、在校生（脊振小のみ）
・ 式の参加については、次のことに留意してください。

- 登校前に必ず検温し、自身の体調の把握を行う。
- 発熱 （37.5度以上）の症状が出ている場合は、参加を見合わせる。
- 式に参加する際は、必ずマスクを着用する。
- アルコール消毒液で手指を消毒してから、式場に入る。
- 保護者席については１人１人の間隔を取って座るようにする。

※ 校内で感染者が確認された場合、また、児童や教職員の家族が感染した場合は、式は開催しない。

３．臨時休校にあたってのお願い

① 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置であるという趣旨を、ご家庭でもお子様に伝えてください。

② お子様やご家族が感染したことが判明した場合または濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校へ連絡ください。